

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

57期

司法修習の貴重な経験

会員 日下 隆浩 (57期)



はじめに

私は、第57期司法修習生として、2003年4月から2004年10月までの1年6か月の間修習を受けたが、その中でも、大阪で受けた1年間の実務修習において、大変貴重な経験をさせていただいた。

実務修習中の貴重な経験

(1) 検察修習

検察修習での印象的な経験は、行政解剖に立ち会ったことである。

私は当然死体を見るのは初めてであったが、意外と平気だったので、解剖医の先生の隣で見学することを許され、しかも、「はい、これが肝臓。これが心臓。」と次々と内臓を手渡されるという経験までできた。

その経験が活きたのかどうかは定かではないが、私は、妻の出産に立ち会った際に、その胎盤を目の当たりにしたが、全く平気であった。

(2) 刑事裁判修習

残念ながら、私はいわゆる凶悪犯罪の傍聴はできず、交通事故、薬物事犯等の事案のみの傍聴であった。

ただ、交通事犯といっても、小さい女の子を過って死亡させてしまった主婦が被告人という、被害者の遺族にとっても、被告人本人にとっても、非常にいたたまれない事件を傍聴することができ、大変考えさせられると共に、裁判官の悩みに触れることができた大変貴重な経験であった。

(3) 弁護修習

私の修習担当弁護士は、岸本佳浩弁護士（大阪

弁護士会）で、岸本弁護士は大手損害保険会社の顧問として、交通事故関係の事件を多く手がけておられた。

そのため、交通事故関係の内容証明郵便の起案等を多くやらせていただいたが、その際参考にさせていただいた岸本弁護士の書面やご指導は、現在の私の書面作成の基本となっている。

(4) 民事裁判修習

民事裁判修習において最も印象に残っていることは、キャバクラの客（原告）がキャバクラのホステス（被告）に対して、被告のために使った金銭は贈与ではなく、立て替え払いしたものであるため、立替金約200万円を返還せよという訴訟を傍聴したことである。

誰がどう見ても贈与なので、相当無理スジの訴訟だと思って傍聴していたのだが、裁判官が熱心に和解をすすめた結果、なんと被告が原告に100万円を支払うという内容の和解が成立した。

この経験から、私は、どんなに無理スジの事件でも、あきらめずに訴訟をすれば、場合によってはよい和解ができることもあることを学んだ。

最後に

司法修習、特に実務修習中の経験は、確実に現在の私の血となり肉となっている。そのような貴重な経験をさせていただいたことに感謝すると共に、原稿を書くきっかけを与えていただいたことにより、改めてそれを思い出す機会を与えていただいた太田美和会員に感謝したい。